

審査委員会による小論文審査の総評

1. 初めに

2021 年度の保険士認定に応募して認定を受けた者は2名で、保険仲立人として営業の第一線で活躍している方と、保険会社や金融機関係保険代理店、保険仲立人登録会社の新設など様々な立場で保険業界に携わってきた方でした。多忙な業務の合間に小論文の執筆に挑戦して頂いたことに敬意を表します。

それぞれの経験と立場から問題意識を持ち、それをテーマにした小論文を提出していただきました。保険仲立人の価値を高め、顧客に良質のサービスを提供していくことに対する筆者の意欲を感じることができました。

審査では、申請ガイドで案内した観点から採点評価した結果、論述面では決して十分な評価であったわけではありませんが、これまでの応募小論文の水準と比較して見劣りすることはなかったこと、及び執筆者の業務や業界への前向きな想いや使命感、意欲等は小論文から読み取れたことを総合的に勘案して認定と判断しました。

以下、今般の審査委員会でのコメントの中から、これから保険士認定を受けようとする方々にとっても自己研鑽の指針になると思われる指摘をお伝えすることとします。

2. 指摘事項

- (1) 問題認識の前提となる現状の認識（業界の現況、業法や制度に関する認識）が曖昧であったり理解が十分でなかったりすると問題提起そのものが揺らぎます。問題意識やそこからの論述を構成する概念や認識については調査や学習によってしっかりと理解しておくことが重要です。特に規制について論ずる時は、その背景や規制に関わる議論に先行例や類似例がないかなども調査の上、それらをエビデンスとして活用するなどの工夫が説得的な論述には不可欠です。
- (2) 小論文を構成する概念をしっかりと理解した上で、エビデンスを駆使して自分の結論や提言に向かってどのように論じていくかについてしっかりと考えることが必要です。そのためには結論とそれを導き出した論証とを反芻しながら思考することが大切です。この思考が深いほど論述は説得力を増します。
- (3) 繰り返しになりますが、自らの主張や提言、自らの経験からの気付きはオリジナルな小論文においてとても重要な要素ですが、それを文章にして述べるだけでは意味がありません。提起した問題に解決策について根拠を示しながら説得的に論じるということを強く意識していただきたいと思います。

最後に

今回の総評だけでなく、2018年度、2019年度、2020年の審査の総評と併せて、皆さまが今後、職業上の意見論述や小論文・論文を寄稿する際などに参考にして頂ければ幸いです。

これまでに保険士認定を受けて称号を与えられた方は全部で21名となりました。今後とも更に多くの方々が、自らの職業体験を通して抱いた問題意識等について小論文として論述し、保険仲立人の社会的な価値を高めることに繋がる提言をすることに積極的に挑戦していただくことを期待しています。

2022年2月 2021年度保険士認定審査委員会
米山高生、吉田桂公、平賀暁、十川能行、長友啓一郎

以上